

国有林における許可要件・基準①

国有林野を貸付けできる場合の要件

○国有林野の管理経営に関する法律

第7条 第2条第1号の国有林野は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は貸付以外の方法により使用（収益を含む。以下同じ。）させることができる。

- 一 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
- 二 土地収用法その他の法令により他人の土地を使用することができる事業の用に供するとき。
- 三 第6条の2第1項の計画に従って整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。
- 四 放牧又は採草の用に供するとき。
- 五 その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる面積が5ヘクタールを超えないとき。

自然エネルギーを利用した発電事業用地として国有林野を貸付けできる場合の要件

○国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて(林野庁長官通知)

【国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項第1号（公用、公共用又は公益事業の用に供するとき）に該当するものとして貸付けできる場合】

- ① 地方公共団体が行う発電の用に供する場合
- ② 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者が行う発電の用に供する場合
- ③ **地方公共団体が、自然エネルギーを利用した発電に特に適しており、これを利用することが地域の活性化に資すると認め、**
 - ・ 地方公共団体の策定する地方自治法第2条第4項に定める基本構想、これを実現するための基本的な施策に関する計画、当該施策の実施に関する計画等の地域の振興計画に位置付けられており、
 - ・ 一般電気事業者への売電（その電力供給量が発生量の過半であること）を目的として**民間事業者が行う発電の用に供する場合**
- ④ 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業として土地改良区が行う発電の用に供する場合
- ⑤ その他公用、公共用又は公益事業の用に供するものとして認められる場合

③に該当

且つ、会計法及び予算決算及び会計令において、随意契約で貸付けることが可能な場合

自然エネルギーを利用した発電事業用地として、民間事業者に5ヘクタールを超える国有林野の貸付けが可能

再生可能エネルギー発電事業用地としての国有林野の貸付け実績

平成22年3月31日現在

相手方 面積区分	地方公共団体		一般電気事業者		卸電気事業者		その他		計	
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
5ha超	1	5.07					4	50.26	5	55.33
5ha以下	9	11.58	7	3.14	3	5.16	81	49.69	100	69.57
計	10	16.65	7	3.14	3	5.16	85	99.95	105	124.90



国有林における許可要件・基準②

- 国有財産を随意契約により貸し付けることができる場合については、会計法及び予算決算及び会計令において規定。
- そのため、国有林野を随意契約により貸し付ける場合も、これらの法令に基づき、貸付料の年額が30万円を超える場合にあっては、財務省との協議が必要。

随意契約により国有財産を貸付けすることができる場合

電気事業者（※）

予決令第99条第21号（公用、公共用又は公益事業の用に供するため）に該当するものとして、財務省と事前に了している包括協議事項に該当

貸付料の年額によらず
随意契約が可能

電気事業者を除く民間事業者

再生可能エネルギー発電や地熱発電の用に供するための蒸気生産については、随意契約できるものとして、財務省と事前に了している包括協議事項に該当しない

財務省との
個別協議

公共性・公益性が
認められない場合

貸付料の年額によらず
随意契約が可能

貸付料の年額が
30万円以下に限り
随意契約が可能

※ 「電気事業者」とは、電気事業法に規定する「一般電気事業者」、「卸電気事業者」、「特定電気事業者」及び「特定規模電気事業者」をいう。

「国有林野における許可要件・基準の見直し」への対処方針

閣議決定の内容

対処方針

【国有林野における許可要件・基準の見直し①】

- ① 再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置づけについては、地方自治体（議会を含む）の「同意」でも可能とする。また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。＜平成23年度中措置＞
- ② あわせて、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加する。＜全量固定価格買取制度に係る法案成立後、速やかに措置＞
- ③ また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、
 - ・ 当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、又は
 - ・ 発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合に、貸付対象として認めることを明確化する。＜平成23年度中措置＞

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）に沿って

- ① 地方自治体の基本構想等への位置づけについては、**地方自治体（議会を含む）の「同意」**でも可能とし、**売電先規制については、一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加する**。
- ② 全量固定価格買取制度に係る法案が成立したことから**売電先に特定規模電気事業者も追加する**。
- ③ また、**熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、当該事業者が十分確実な履行能力を有すると認められる場合等に貸付対象として認める**。

こととして、平成23年度中に通知を改正する。

【国有林野における許可要件・基準の見直し②】

再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。＜平成23年度中検討・結論＞

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）に沿って、**再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得ながら、財務省及び農林水産省により検討中であり、平成23年度中に整理を行う**。